

指定更新申請

➤ 指定の更新の申請をするときは、以下を確認の上、申請してください。

指定の更新について

① 平成18年4月の介護保険法の改正により、介護サービスの質を確保するため、事業者が指定基準を遵守しているかを定期的に確認するため、指定の更新制(6年間)が導入されました。

一定期間(6年)毎に指定の更新を受けなければ、指定の効力を失い、介護報酬の請求ができなくなります。指定の効力を引き続き有効にするためには、有効期間満了日までに更新手続を行わなければなりません。

② 同一の事業所で、複数のサービスの指定を受けており、それぞれの指定の有効期間満了日が異なっている場合に、それらの更新後の指定の有効期間満了日を合わせて更新することができます。

指定の有効期間満了日を合わせて更新をする場合の更新申請書の記載例をホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

指定更新申請に係る書類一覧

1、指定居宅サービス事業者等指定(許可)更新申請書(第3号様式)

<定める規則>

船橋市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則

「第3号様式」

2、付表

サービスごとに必要となります。

3、指定更新に係る添付書類

その他、後述の「○指定更新に係る添付書類一覧」より該当する事業の必要書類を確認し、添付してください。

記入・提出の際の留意事項

- ① 付表に記載する内容(営業日等)は、運営規程等と一致させてください。
- ② 指定更新の約4ヵ月前に更新の案内を送付しますので、指定有効期間満了日の1ヶ月前までに申請を完了させてください。
- ③ 船橋市内において併設する指定訪問介護又は指定通所介護と介護予防・日常生活支援総合事業の指定更新を併せて申請する場合、指定更新申請書(第3号様式)(居宅サービス用)に併せて記載することができます。

※総合事業用の申請書や付表等の居宅サービスと同様の書類は居宅サービスの書類のみの提出でかまいませんが、総合事業独自の運営規程や誓約書等は提出の必要があります。

※ 記入に係る注意事項にあたっての詳細は、別紙各サービスごとの新規申請チェックリストを参照してください。

○指定更新に係る添付書類一覧

添付書類	申請する事業の種類												
	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	居宅療養	通所介護	通所リハ	短期入所		特定施設	福祉用具		介護支援
								生活介護	療養介護		貸与	販売	
指定更新申請書(第3号様式)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
付表(事業ごとに異なります)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
職員配置状況表(参考様式2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
管理者の経歴書(参考様式3)													○
サービス提供責任者の経歴書(参考様式3)	○												
資格証等の写し ※資格が必要な職種全て、全員分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
運営規程 (居宅介護支援・居宅サービス・介護予防サービス・総合事業) ※基準条例に定められた事項等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
運営規程(総合事業) ※総合事業独自で作成している場合	△					△							
誓約書 (居宅サービス 参考様式10-1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
誓約書 (予防サービス 参考様式10-2) ※居宅サービスのみの場合は不要		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
誓約書 (居宅介護支援 参考様式10-3)													○
誓約書 (総合事業 参考様式10-4)	△					△							

△・・・介護予防・日常生活支援総合事業と併せて申請する場合のみ。